



2017年8月3日

各 位

会 社 名 **芝浦メカトロニクス株式会社**
代表者名 代表取締役社長執行役員 藤田 茂樹
(コード番号 6590 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員 経営管理本部長
道嶋 仁
(TEL 045-897-2425)

業績連動型株式報酬制度の導入に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2017年8月25日（予定）
(2) 処分株式数	当社普通株式 210,000 株 (取締役分：123,000 株、執行役員分：87,000 株)
(3) 処分価額	1株につき 348 円
(4) 処分価額の総額	73,080,000 円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、当社の中長期的な業績と当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬との連動性を明確にし、企業価値の増大に貢献することを目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役に対する導入については2017年6月22日開催の第108期定時株主総会において承認決議されました。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度に当社と委任契約を締結している執行役員（取締役兼務者を除き、以下同様とします。）も対象とし、当

社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様に本制度を導入することを決議いたしました。

本制度の概要につきましては、2017年5月19日付「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2017年8月3日付「当社執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下あわせて「取締役等」といいます。）に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2017年3月31日現在の発行済株式総数 51,926,194 株に対し 0.40%、2017年3月31日現在の総議決権個数 49,316 個に対する割合 0.43%となります。（いずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）

信託契約の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託口）
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社
	なお、三井住友信託銀行株式会社は2017年8月25日（予定）に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。
受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2017年8月25日（予定）
信託の期間	2017年8月25日（予定）～2020年9月末日（予定）
議決権行使の方針	不行使
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2017年8月2日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である348円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2017年7月3日～2017年8月2日）の終値平均337円（円未満切捨て）からの乖離率が3.26%、直近3ヵ月間（2017年5月8日～2017年8月2日）の終値平均336円（円未満切捨て）からの乖離率が3.57%、あるいは直近6ヵ月間（2017年2月3日～2017年8月2日）の終値平均308円（円未満切捨て）からの乖離率が12.99%となっていることから、最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております。（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、取締役会に出席した監査役全員（3名、うち2名は社外監査役）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上